

令和 7 年度知立市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達について、その機会の確保及び拡大を図ることにより、障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

本方針は、本市に属する全ての機関が発注する物品等に対して適用するものとする。

3 対象事業者

物品等を調達する対象施設等は、法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等とする。

4 調達を推進する物品等

本市が調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5 調達の目標

当該年度における調達目標は、対象となる物品等の調達実績額が、前年度の実績額を上回ることとする。

6 調達の推進方法

（1）本市における取組方針

ア 障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報の収集について適宜行い、各部署に対して情報提供を行うこととする。

イ 各部署はこの情報提供に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

ウ これまで障害者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達拡大にも努めるものとする。

（2）随意契約の活用

障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約を積極的に活用するものとする。

また、事業の適正な実施及び効果を達成することに留意しつつ、可能な限り障害者就労施設等の特性に配慮した仕様や納期の設定等の配慮を行うものとする。

7 調達実績の公表

調達実績の概要については、年度終了後、本市ホームページにおいて公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当は、福祉子ども部福祉課とする。